

様式1 13 環境省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1310010	PF事業の浄化槽整備について	浄化槽市町村整備推進事業費(民間資金活用型社会資本整備事業)国庫補助金交付要綱、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱	当該事業は、各戸ごとの浄化槽の整備を対象とするものであり、複数戸を1基の浄化槽で整備するものは含まれていない。	A	浄化槽市町村整備推進事業の要件として、戸別の浄化槽の設置が困難である場合には、複数戸ごとに浄化槽を設置しても差し支えないこととする。	1.(項)廃棄物処理施設整備費 (目)循環型社会形成推進交付金 2.(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	1. 15,922,000 2. 162,949,000の内数	1016060	PF事業の浄化槽整備について	香春町PF事業に限り、総務省所管の小規模集合排水処理施設を、環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業で行う。	現在、香春町ではPF事業で浄化槽整備を行っていますが、制度上、効果的・効率的な事業ができませんので、町の裁量により、戸別集合の浄化槽は、市町村設置型で整備を行います。	香春町PF事業で、浄化槽整備を行っています。現在は、環境省所管の市町村設置型で行っていますが、地形や家屋の設置状況から戸別に浄化槽の設置が困難な物件が、当然のこととして存在し、例えば、同じ敷地に親子の家屋が2軒ある場合は、浄化槽を個別に2基設置しなければならないなどの制度上の問題があります。よって、香春町PF事業で、総務省所管の小規模集合排水処理施設を、町の裁量により、環境省所管の市町村設置型で浄化槽の整備が行えるようにすれば、上記のような問題は1基の設置で済み、効果的・効果的に浄化槽の整備が行えると考えられます。	福岡県	株式会社香春町浄化槽整備事業	環境省
1310020	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第5及び第6、汚水処理施設整備交付金交付要綱第8、第9及び第10	地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	D C	現状においても、浄化槽の整備に関する循環型社会形成推進交付金と地域再生基盤強化交付金の交付申請の時期は同一となっている。循環型社会形成推進交付金と地域再生基盤強化交付金は、交付の目的に応じてそれぞれ交付申請等の様式を定めていることから、これを統一することは困難である。	-	-	1102010	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金の利用を一層推進するため、計画作成側の実情(同交付金事業と従来の補助金事業を並行で行っている。)を考慮した、同交付金手続きの効率化を図る。	現在、並行して行われている「地域性再基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」の手続き上での遅延を高めるため、次のとおり取扱を改める。 交付申請等のスケジュールを、同一時期に設定する。 交付金と関連する補助金の申請様式を、可能な限り統一する。	「地域再生基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」については、互いの事業を考慮し計画を策定しているのが実情であるが、両制度の交付申請等のスケジュールが異なるため、せっかく(ワンストップ)窓口が導入されていても、同時に交付申請ができないのが実情である。 両制度の交付申請時期を同一時期に設定することにより、事務処理の効率化を図ることができる。 「交付金制度」が従来の「補助金制度」を発展させた制度であることから、両制度における申請様式を、可能な限り統一することにより、事務処理の効率化が図られる。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府
1310030	地域再生基盤強化交付金の一部国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第5及び第6、汚水処理施設整備交付金交付要綱第8、第9及び第10	地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	C	離島等の地域において嵩上げ措置が適用されている循環型社会形成推進交付金を申請するか、所管の異なる施設を総合的かつ効果的に整備できる地域再生基盤強化交付金を申請するかは、事業の目的に応じて選択することが可能となっている。そのため、地域再生基盤強化交付金について、国庫負担率を引き上げるといった特別な措置を講じなくとも、地域の再生の支障となることはないと考えられる。	(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	162,949,000の内数	1102020	地域再生基盤強化交付金の一部国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合と同率まで、国の負担を引き上げ、同交付金制度の充実を図る。	従来の補助金制度では認められている「離島嵩上げ」や「地方道路整備臨時交付金」で認められている国庫負担率:55%などを、地域再生基盤強化交付金においても、適用する。 ~現行の取扱~ 【補助制度】 地方道路整備臨時交付金を利用した場合 国庫負担率:55% 補助金制度の「離島嵩上げ」を利用した場合 国庫補助率:55% 電振法に適用される負担率を利用した場合 国庫負担率:70%程度 [地域再生基盤強化交付金] 国庫負担率:50%	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合と同率まで、国の負担率を引上げることが、同交付金の利用を躊躇する1つの原因となっている。 当該事業に対し、他の制度同様に国の負担率を引き上げることで、制度の充実化を図り、地域再生の取組を推進する。 平成18年度に実施された制度の拡充措置として、港整備事業については、「離島嵩上げ」の適用が認められている。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 内閣府